



春のつらら

## ★CONTENTS

●平成26年度福利厚生事業計画	2
●産前産後休業期間中の掛金免除がスタートします	3
●公立学校共済組合の福祉保健制度	
●退職を予定されている皆様へ	4
退職後の公的年金制度への加入について	
再就職による年金の支給停止について	
年金と雇用保険法による給付との調整について	
●結婚手当金が段階的に廃止されます	5
●一部負担金払戻金・家族療養費附加金の自己負担限度額が引き上げられます	
●退職や転出により組合員証が変わる方へのご案内	
●退職後に「任意継続組合員」に加入される方へのご案内	
●展覧会（特別展）観覧の補助について	6
●互助会からのお知らせ（貸付金の送金日について、教員免許状更新講習補助金）	
●保健師からのお知らせ（No5）	7
●教職員と家族のためのココロとカラダの相談案内	8
●生活相談事業について	

～ご家庭でもご覧ください～

平成26年度

# 福利厚生事業計画



## ●生活習慣病予防健診募集

### 【募集人数】

- ①宿泊ドック 1,675人
- ②一日ドック 2,100人
- ③脳ドック 200人
- ④婦人科検診 1,000人



## ●生活習慣病予防健診決定

- ⑤配偶者ドック 150人

## ●第2回教育文化活動募集 (7～9月公演分)



## ●はぴいらいふ秋田157号発行



## ●健康づくりチャレンジ講座 (県内3地区)【募集人数】各30人

## ●第3回教育文化活動募集 (10～12月公演分)



## ●はぴいらいふ秋田158号発行



## ●第4回教育文化活動募集 (1～3月公演分)



## ●健康づくりチャレンジ講座 (県内3地区)【募集人数】各30人



## ●はぴいらいふ秋田159号発行

## ●第1回教育文化活動募集 (4～6月公演分)※新年度事業

## ●「退職者懇談のつどい」

### 【その他の事業】

- 共済組合施設宿泊利用補助
  - 互助会指定宿泊施設利用補助
  - 施設利用補助 (スポーツ・文化)
  - 職場健康づくり支援事業
  - リフレッシュ旅行補助
  - マジックキングダム事業
- ※詳しくはホームページ等をご覧ください。

「職場の健康づくり支援事業」も引き続き実施します。組合員(職場)による健康づくり講座の講師謝金を助成しますので、ぜひご活用ください。

夏季・冬季の長期休業期間に実施している「元気カパワーアップ講座」「ニューライフプラン講座」も引き続き実施しますが、開催概要については、別途発行する募集チラシをご確認ください。



## 平成26年度 大腸がん検診のお知らせ

○組合員の健康保持及び健康増進のため、職員の定期健康診断受診の際に合わせて大腸がん検診(便潜血2日法)を実施します。

対象者：30歳以上の組合員(宿泊ドック、一日ドックの受診者を除く)

実施方法：事前にお配りする容器を使用し、職員定期健康診断の受診日に提出。

(公立学校共済組合秋田支部)

福利課・公立学校共済組合秋田支部・秋田県教育関係職員互助会

担当：調整・企画班 018-860-5221

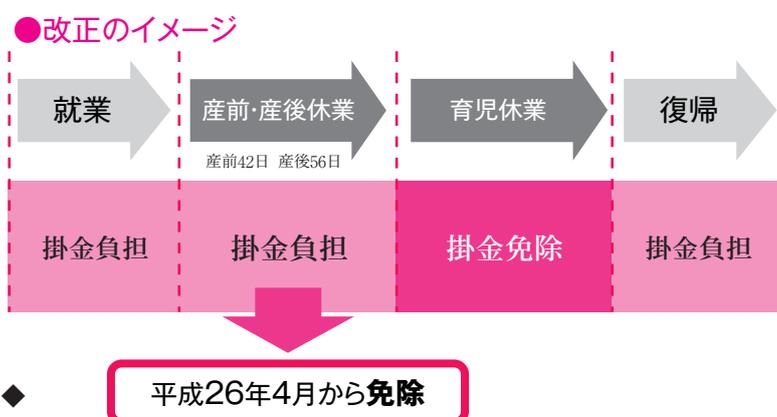
# 平成26年4月から 産前産後休業期間中の掛金免除がスタートします

現在、育児休業期間中の掛金は免除されていますが、平成26年4月から、産前休業と産後休業の期間中の掛金も免除されることになりました。

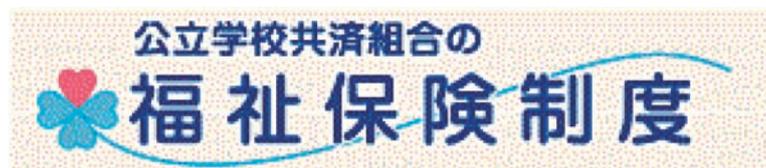
産前産後休業や育児休業によって掛金が免除された期間については、掛金を払ったものとして給付が行われます。

注：掛金免除を受けるためには本人からの申し出が必要です。

◆詳細が決まり次第、所属所への通知いたします◆



担当：調整・企画班 018-860-5221



公立学校共済組合の福祉事業として、長期給付及び短期給付を補完することを目的とした制度です。

## お知らせ 1 組合員専用ホームページを開設しました。

公立学校共済組合本部ホームページから、[共済制度について知りたい方](#) をクリック。

ページ下段の「福祉保険制度(ファミリー年金・医療費支援制度・傷病退職給付金)」からご覧になれます。

## お知らせ 2 退職に係る手続きについて

※退職時の年齢により取扱いが異なります。

	60歳になられた後に退職される方	60歳になられる前に退職される方 (他の共済組合に異動となる方も含みます)	
		3月末で満55歳(*1)以上の方	3月末で満55歳(*1)未満の方
保障はいつまで?	平成26年10月31日(保障期間満了日)まで保障が継続します。		3月末で保障終了となります。
平成26年11月以降はどうなるの?	ファミリーサポートプラン(*2)に加入できます。 なお、常勤再任用職員になられる方は、任期満了まで福祉保険制度に継続加入できます。	満60歳になられる年度の末日以降の最初に迎える10月31日まで継続加入できます。 それ以降は、ファミリーサポートプラン(*2)に加入できます。	保障はありません。
必要な手続きは?	詳細は平成25年12月にご自宅に送付した資料をご確認ください。	平成26年7月頃にご自宅に送付予定の継続加入のご案内をご確認ください。	手続きは不要です。 4月以降の保険料が納付済の場合は、後日返還されます。

(\*1)平成26年11月1日以降の退職者より、年齢の区分が満55歳から満50歳に変更となります。

(\*2)一般財団法人公立学校共済組合友の会で運営する団体保険で、福祉保険制度の加入者限定の制度です。

福祉保険制度に係るお問い合わせ先：公立学校共済組合福祉保険制度担当：0120-778-599 (平日10:00~16:00)

担当：給付班 長期給付担当 018-860-5226

# 退職を予定されている皆様へ

## 退職後の公的年金制度への加入について – 60歳未満の方は特にご注意ください！ –

日本国内に居住している20歳以上60歳未満の方は、国民年金などの公的年金制度に加入する義務があります。このため、退職後は、下の表を参考に手続きをしていただく必要があります。

	退職後	加入年金制度	手続き先	
組合員	無職・自営業	国民年金	住民票地の市町村役場	
	再就職	社会保険・共済非適用	国民年金	住民票地の市町村役場
		社会保険・共済適用	厚生年金・共済組合	再就職先
	配偶者の被扶養	国民年金	配偶者の勤務先	

	組合員が退職後	加入年金制度	手続き先	
被扶養 配偶者	無職・自営業	国民年金	住民票地の市町村役場	
	再就職	社会保険・共済非適用	国民年金	住民票地の市町村役場
		社会保険・共済適用	厚生年金・共済組合	再就職先

## 再就職による年金の支給停止について

年金を受給している方（請求中の方も含まれます）が、再就職して下記の公的年金に加入されると年金の支給が停止されることがあります。

### 公務員の共済組合に加入した場合

いわゆるフルタイムの再任用として再就職した場合、公務員の共済組合に加入することになりますので、年金は原則として全額支給停止となります。

ただし、年金と給与の月額合計額が一定の水準を下回る場合は、一部支給されます。

なお、短時間勤務の再任用の場合は共済組合に加入しませんので、年金は基本的に全額支給されます。

公務員の共済組合に加入することとなった場合には、手続きが必要となりますので、速やかに給付班長期給付担当（018-860-5226）まで連絡してください。

### 厚生年金保険等に参加した場合

再就職し、次の公的年金制度に参加した場合で、給与所得と年金を含めた収入月額の合計が46万円を超える場合、越えた額の1/2の年金額が支給停止（※）されます。

- ・厚生年金保険
- ・私立学校教職員組合
- ・国会議員及び地方議員となった場合

これらの制度に参加したときは、「就職届書」を公立学校共済組合本部（請求中の方は給付班年金担当）まで提出してください。

※支給停止される年金額の算出式

$$\text{支給停止額} = (\text{基準収入月額相当額} + \text{基本月額} - 46\text{万円}) \times 1/2 \times 12$$

\* 基準収入月額相当額：再就職先での給料月額と当該月前一年間の期末勤勉手当の合計額の12分の1の合計額（退職後当分の間は、退職前のボーナスが影響します。）

\* 基本月額：退職共済年金又は障害共済年金の額（職域年金相当部分の額及び加給年金額を除く。）の12分の1の額

## 年金と雇用保険法による給付との調整について

退職後に再就職して雇用保険に加入されたのち、離職して失業給付（基本手当）を受けると、65歳未満の方の場合、特別支給の退職共済年金の支給が停止されます。

失業給付を受けるかどうかは、失業給付額と年金受給額とを比較した上で決めるようにしてください。（失業給付が決定されると、その取り消しができませんので注意してください。）

なお、失業給付が決定した場合は、公立学校共済組合本部に届出が必要です。

担当：給付班 長期給付担当 018-860-5226

## 結婚手当金が段階的に廃止されます

組合員が結婚したときに給付される結婚手当金は、次のとおり段階的に廃止となります。

平成26年3月31日以前に結婚したとき	平成26年4月1日～平成27年3月31日に結婚したとき	平成27年4月1日以降に結婚したとき
80,000円	40,000円	(廃止)

※結婚手当金は請求に基づき給付しますので、結婚されたときは「結婚手当金請求書」を提出してください。

## 一部負担金払戻金・家族療養費附加金の自己負担限度額が引き上げられます

組合員と被扶養者が医療機関等の窓口で支払った医療費が自己負担限度額を超えた場合、超えた額を後日一部負担金払戻金や家族療養費附加金として給付していますが、その一部負担金払戻金等の自己負担限度額が次のとおり引き上げられます。

平成26年1月31日以前の診療	平成26年2月1日～平成27年3月31日の診療	平成27年4月1日以降の診療
20,000円	25,000円	一般所得者(給料月額424,000円未満) 25,000円 上位所得者(給料月額424,000円以上) 50,000円

※一部負担金払戻金等は自動給付のため請求手続きは不要です。

<例>組合員がA医院に通院し、1月の総医療費が20万円の場合

☆平成26年1月診療まで

共済組合負担額(7割) 140,000円	医療機関窓口負担額(3割) 60,000円	一部負担金払戻金 40,000円	最終自己負担額 20,000円
-------------------------	-----------------------	---------------------	--------------------

☆平成26年2月診療から

共済組合負担額(7割) 140,000円	一部負担金払戻金 35,000円	最終自己負担額 25,000円
-------------------------	---------------------	--------------------

※上位所得者(給料月額424,000円以上)の方は、平成27年4月以降の診療の最終自己負担額は50,000円になります。

## 退職や転出により組合員証が変わる方へのご案内

退職される方や人事異動等により共済組合から転出される方は、現在お持ちの組合員証及び被扶養者証(高齢受給者証、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証も含む)が使用できなくなります。退職日・転出日までに、組合員証等を所属所の事務担当者に返納してください。

退職後・転出後に医療機関等を受診する場合は、新しい組合員証等(保険証)を必ず窓口で提示して受診してください(新しい組合員証等が発行される前に受診する場合は、組合員証等が変わった旨を必ず窓口で申し出てください)。

組合員証等の返却が遅れたり、新しい組合員証等を提示しない場合、医療費の返還が生じる場合がありますのでご注意ください。

## 退職後に「任意継続組合員」に加入される方へのご案内

退職後の医療保険として共済組合の「任意継続組合員」になることを申し込まれた方には、任意継続掛金の納入を確認後、所属所を通じて新しい組合員証等を交付しています。任意継続組合員と被扶養者は、退職後も引き続き最長2年間、在職時とほぼ同様の短期給付(一部負担金払戻金等)を受けることができます。

### ○ 任意継続組合員の申し込みを取り消す場合の手続き

再就職や家族の被扶養者になる等の理由により任意継続組合員の申し込みを取り消す場合は、「任意継続組合員資格喪失申出書」及び「任意継続掛金還付請求書」の提出が必要となります。早めに共済組合(給付班018-860-5232)へご連絡ください。

### ○ 任意継続組合員の被扶養者について

在職中から認定されている被扶養者については、引き続き任意継続組合員の被扶養者証を交付します。被扶養者の就職等により被扶養者要件を欠いたときは、共済組合へ連絡の上、認定取消の手続きをお願いします。

### ○ 任意継続掛金の領収書と確定申告について

任意継続掛金は、確定申告の社会保険料控除の対象となります。金融機関で任意継続掛金を納入した際に受け取る「任意継続掛金領収書」は大切に保管し、住所地の税務署での確定申告にご利用ください。

担当：給付班 短期給付担当 018-860-5232

# 展覧会(特別展)観覧の補助について

共済組合、互助会では、組合員、会員本人及び被扶養者が県立美術館、近代美術館、博物館等の文化・スポーツ施設を利用する場合、一人1回あたり1,000円を限度として補助を行っています。平成26年4月1日以降に、美術館等が主催する次の特別展は利用補助の対象となりますので、是非ご利用ください。

## 【利用方法等】

利用時に、補助申請書に所定の事項を記載し組合員証等の写しを添えて、利用する施設にお出してください。各施設の利用補助申請書は、ホームページからダウンロードできます。

\* 補助申請書は、4月1日以降ホームページに掲載される様式を使用してください。

\* 補助対象となる特別展は、美術館等が主催するものに限られますが、特別展以外の常設展示を観覧する場合(県立美術館の「秋田の行事」など)も、補助の対象となります。

## 【補助の対象となる展覧会(特別展)】

### ○県立博物館

特別展「菅江真澄、旅のまなざし」

会期 平成26年9月20日(土)から11月9日(日)まで

### ○県立近代美術館

特別展「海への旅 中村征夫写真展」

会期 平成26年4月26日(土)から7月23日(水)まで

特別展「生誕110年福田豊四郎展」

会期 平成26年11月30日(日)から平成27年2月1日(日)まで

### ○県立美術館

特別展「県立美術館開館1周年記念特別展(仮)」

開館1周年記念企画として、9月以降に藤田嗣治作品のテーマ展示や、他の美術館との連携特別展が予定されています。

詳しくは4月1日以降の県立美術館のホームページや、各種広報紙をご覧ください。

菅江真澄肖像画



担当：調整・企画班 018-860-5221

## 互助会からのお知らせ

### 貸付金の送金日について

互助会貸付金の送金日は次のとおりとなっておりますので、ご利用ください。

#### ◇生活・奨学・自動車資金貸付け

1日から10日まで受付 → その月の20日に送金

11日から20日まで受付 → その月の末日に送金

21日から月末まで受付 → 翌月10日に送金

#### ◇住宅資金貸付け

月末まで受け付けたものについて、翌月20日に送金

※受付日は、提出書類が当会へ到着した日ですので、ご注意ください。  
貸付の詳細については、ホームページをご覧ください。

### 教員免許状更新講習受講補助金 **早めに申請しましょう!**

会員が教育職員免許法に基づく免許状更新講習の課程を修了し、更新講習修了確認を受けたときは、更新講習受講料の一部(10,000円)を補助します。

提出書類 教員免許状更新講習受講補助金申請書

更新講習終了確認証明書(県教育委員会発行)の写しを添付

担当：互助会管理・業務班 018-860-5224

## あなたの生活習慣は大丈夫ですか

毎年受けている定期健診(人間ドック含む)には、特定健康診査(40歳以上対象:メタボ健診)も兼ねております。

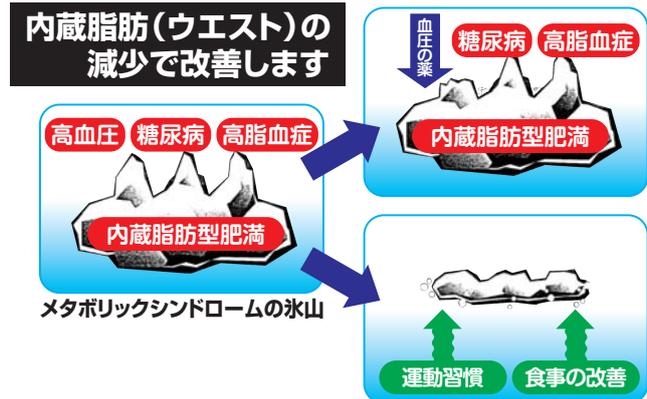
メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)とは、①内臓脂肪型肥満、②高血圧、③高血糖、④脂質異常といった生活習慣病の「危険因子」を①を含めて3つ以上持っている状態を言います。

内臓脂肪肥満があって、血圧が高い場合、服薬治療によって血圧を低下させたとしても、それは、全体の氷山の一角を削ったにすぎません。

運動習慣や食事の改善等、生活習慣の改善があると、水面下の氷の塊をこわし氷が小さくなり健診での検査値等の改善にもつながります。

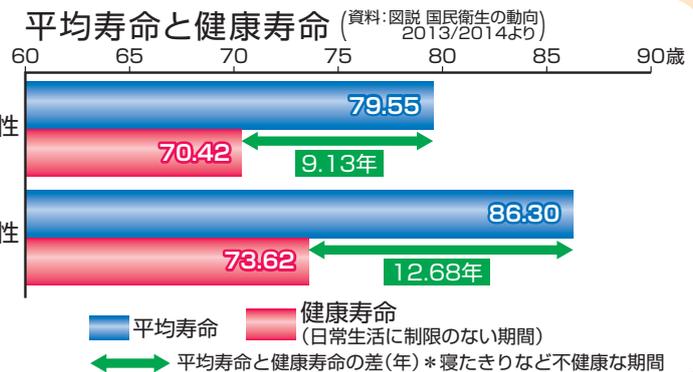
特定健康診査では、内臓脂肪の蓄積によっておこる心筋梗塞や脳卒中等の『血管病』を防ぐことを目的としております。

### メタボリックシンドロームとは



65歳以上の寝たきりの主な原因に脳卒中が約4割を占め、要介護状態の約4割に脳卒中が関与していると言われます。

『血管を大事にすること』は、介護予防、健康寿命の延伸にもつながってきます。



さて、皆さんの健診の状況はどうでしょうか。

年1回の健診は受けておりますか。また健診は『受けたら終わり』ではありません。

健診結果により、日常の生活習慣を振り返り、『要医療』『要精密検査』対象者は放置せず『異常がないかどうか』、『治療が必要かどうか』早期に受診して確認しましょう。

眠れない、食欲がない、体調が悪い等、ココロやカラダの不調はありませんか？  
一人で抱え込まないで、相談してみませんか？

### 【保健師による健康相談】

#### ●受付時間

- ①電話相談 月・水曜日 (13:00~16:00)
- ②面接相談 // (10:00~12:00)
- 金曜日 (10:00~12:00、13:00~16:00)

#### ●電話番号 080-2826-5574

※相談者の秘密は厳守します。安心してご利用ください。

※面接相談を希望の方も、電話にて受付いたします。(面談場所、日時はご相談します)



# 教職員と家族のためのココロとカラダの相談案内

## ココロが疲れたら 職員ストレス相談 ご利用ください

仕事や人間関係、家庭の悩み、身体の不調、不眠など・・・

### 相談したい時は・・・

まずは、相談窓口にお電話を！

窓口担当者が対応します。  
臨床心理士や精神科医師との面談を希望する場合は、  
その旨をお伝えください。



フリーダイヤル **0120-1556-18**  
窓口開設時間 月・火・金曜日 9:30～12:30

- ☆プライバシーは堅く保護されます。(相談者・窓口担当者・相談員の3者だけの関わりです。)
- ☆相談は無料です。(ただし治療行為が必要となった場合は、医療保険の適用となります。)
- ☆相談場所 秋田大学教育文化学部内の相談室 さとう心療内科(大館市)  
稲庭クリニック(秋田市) 長信田の森心療クリニック(三種町)  
湊クリニック(横手市)

### その他の相談窓口は・・・

- 面談によるメンタルヘルス相談 フリーダイヤル 0120-783-269  
(教職員のためのメンタルヘルス相談事業です。臨床心理士や心理学専門の先生が相談者に合ったカウンセリングを行います。)  
【受付時間】平日9:00～21:00(日・祝日・12/31～1/3を除く) 土曜9:00～16:00  
【相談時間】1回50分程度(5回まで無料) 【面談場所】秋田市・由利本荘市・横手市
- 心の健康相談 フリーダイヤル 0120-81-4898 (完全予約制です)  
(「心の悩み」を解決するため、公立学校共済組合東北中央病院(山形市)で、健康相談を実施します。)  
【受付時間】平日9:00～17:00 【相談日時】第1・3木曜日 第1・2・4土曜日(13:00～17:00)  
【相談員】精神科医師・臨床心理士 【相談料】無料 \*相談のため来院された場合は、交通費相当額が支給されます。
- 教職員健康相談24 フリーダイヤル 0120-24-8349  
全国の教職員のために、心とからだのさまざまな相談に公立学校共済組合の専門医と保健師が相談に応じます。被扶養者の方も相談できます。  
【受付時間】24時間 年中無休 \*相談者のプライバシーには、十分考慮しております。 【相談員】精神科医師・臨床心理士

## 生活相談をご利用ください！

法律のことで、  
何か困ったことが  
あったら・・・

相談者

秋田弁護士会法律相談センター  
弁護士

### ●相談申込

相談者は、秋田弁護士会法律相談センター(TEL:018-896-5599:法律相談の予約受付専用)に電話し、生活相談事業を利用する旨申込をして面談日等の日時を打ち合わせする。  
\*生活相談は、被扶養者の方も利用できます。

### ●相談当日

下記の生活相談利用券を切り取って持参し、弁護士に提出する。  
本人確認のため組合員証(または組合員被扶養者証)を弁護士に提示して相談する。

- ☆相談費用は共済組合が負担します(事件の依頼は自己負担となります)
- ☆相談者の秘密は守られます(相談者の情報は、本人と弁護士のみ扱います)



### ※生活相談利用時に組合員証を掲示

次回の利用券発行は7月中旬の  
はぴらいふ157号となります。

担当：調整・企画班  
018-860-5221

生活相談  
利用券

自平成26年4月1日  
至平成27年3月31日  
公立学校共済組合秋田支部  
【申込先】TEL:018-896-5599※予約専用

生活相談  
利用券

自平成26年4月1日  
至平成27年3月31日  
公立学校共済組合秋田支部  
【申込先】TEL:018-896-5599※予約専用